

弊社出版物における オンライン講義での教科書利用について



改正著作権法で定められた「授業目的公衆送信補償金制度」により、教育機関においては一定額の補償金を支払うことによって、著作権者の利益を不当に害さない範囲でオンライン講義での著作物利用が可能になる仕組みが2021年度より導入される予定でしたが、2020年度に限った特例措置として、この補償金を無償として2020年4月28日から運用開始されています。

しかしながら、この措置に該当する著作物は、著作権法第35条により、「著作権者の利益を不当に害しない」ものに限られており、大学などの教育機関において教育用途に用いられる出版物等、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものは該当いたしません。弊社で発行しております出版物も、受講者が購入することを想定しており、授業等の教育目的であっても、無断で複製・公衆送信で利用することは著作権法違反となります。

ななみ書房としましては、社会情勢を鑑み下記の条件をもとにオンライン講義に於いて著作物利用を認可するものとします。

- ・ 受講者が教科書を購入済み、または購入予定であること。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止のためのオンライン講義の期間のみであること。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止のための特別措置であることを受講者に周知すること。
- ・ オンライン講義はサーバーに蓄積しないこと。
- ・ 採用者及び受講者が配信コンテンツをダウンロードして第三者に拡散しないこと、また、させないこと。

つきましては、著作権者に確認させていただく場合がございますので、ご採用者、採用校、出版物名をお知らせください。【ご連絡先メールアドレス：info@773books.jp】

なお、制度全体の詳細や、運用については参考サイトよりご確認ください。

《参考》

授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

<https://forum.sartras.or.jp/>

この件についてのお問い合わせ先

有限会社ななみ書房 代表 長渡 晃

相模原市南区御園 1-18 TEL：042-740-0773 FAX：042-746-4979 <http://773books.jp/>